
令和 7 年 第 2 回 芦屋町議会定例会会議録（第 1 日）

令和 7 年 6 月 1 2 日（木曜日）

議 事 日 程（1）

令和 7 年 6 月 12 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 行政報告

第 4 議案第 42 号 芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第 43 号 芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 44 号 令和 7 年度芦屋町一般会計補正予算（第 1 号）

第 7 議案第 45 号 庁舎非常用電源整備工事請負契約の締結について

第 8 議案第 46 号 中央公民館非常用電源整備工事請負契約の締結について

第 9 議案第 47 号 総合体育館非常用電源整備工事請負契約の締結について

第 10 報告第 4 号 令和 6 年度芦屋町一般会計継続費繰越計算書の報告について

第 11 報告第 5 号 令和 6 年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 12 報告第 6 号 令和 6 年度芦屋町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

第 13 報告第 7 号 令和 6 年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第 14 報告第 8 号 専決処分事項の報告について

【 出 席 議 員 】（12 名）

1 番 長島 毅	2 番 田中 太	3 番 香田 一之	4 番 中西 智昭
5 番 萩原 洋子	6 番 本田 浩	7 番 松岡 泉	8 番 貝掛 俊之
9 番 内海 猛年	10 番 妹川 征男	11 番 川上 誠一	12 番 辻本 一夫

【 欠 席 議 員 】（なし）

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 岡本 賢治 書記 山城 朋美

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 (なし)

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

一同起立、礼、着席。

ただいまから、令和 7 年第 2 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

本日は、タブレットを活用した初めての本会議でありますので、初日に限り執行部より 2 名の職員にサポートをお願いしています。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 辻本 一夫君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 6 月 12 日から 6 月 23 日までの 12 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、1 番 長島議員と 11 番 川上議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

日程第 3. 行政報告について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、書面により報告いたします。

次に、日程第 4、議案第 42 号から日程第 14、報告第 8 号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは、条例議案でございます。

議案第42号の芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行により、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、同基準の改正にあわせた所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第43号の芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行により、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、同基準の改正にあわせた所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第44号の令和7年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ6,000万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、定額減税補足給付金事業に充当する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上したほか、全国瞬時警報システム（Jアラート）受信機整備事業に充当する緊急防災・減災事業債を計上するとともに、財政調整基金繰入金を増額計上するものでございます。歳出につきましては、福岡県と共同して行う福岡県移住支援事業において、支給要件を満たす世帯の転入に係る移住支援事業補助金を増額計上するとともに、ふるさと納税返礼品へ新規登録を計画している芦屋釜等の仕入費用等を計上するものでございます。

次に契約議案でございます。

議案第45号の庁舎非常用電源整備工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございまして、庁舎非常用電源整備工事について、請負契約を締結するものでございます。

議案第46号の中央公民館非常用電源整備工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。中央公民館非常用電源整備工事について、請負契約を締結するものでございます。

議案第47号の総合体育館非常用電源整備工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。
総合体育館非常用電源整備工事について、請負契約を締結するものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第4号の令和6年度芦屋町一般会計継続費繰越計算書の報告につきましては、芦屋東小学校校舎大規模改修事業について繰越額が決定したため、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、継続費繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

報告第5号の令和6年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、魚見公園整備事業、下水道会計補助事業ほか7事業費を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

報告第6号の令和6年度芦屋町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、1事業について避けがたい事故のため事業費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

報告第7号の令和6年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、大君第2雨水幹線改修工事、浄化センター管理棟改築工事委託、排水樋管ゲート改築工事委託の各事業費を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

報告第8号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅で発生した漏水事故に関して、被害者への損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単であります但提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

以上で、町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

タブレットは皆さん準備できましたか。できますか。

まず、日程第4、議案第42号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ありませんか。

ないようですから、議案第42号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第5、議案第43号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですので、議案第43号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第44号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第45号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第45号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第46号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第46号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第47号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第47号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、報告第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第11、報告第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、報告第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第13、報告第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第14、報告第8号についての質疑を許します。はい。妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

この議会で誰も質疑がないというのはちょっと寂しいから、私が簡単なことですが報告第8号専決処分事項の報告について、町営住宅漏水事故について、地方自治法の規定により専決処分するとありますが、この緑ヶ丘団地2階の世帯主、この損害賠償額とその漏水事故の状況についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

お答えいたします。

この事故につきましては、鶴松団地から緑ヶ丘住宅へ移転された方の部屋に、もう移転契約を結んで、上水道につきましても御本人が緑ヶ丘住宅で契約を済ませておりました。ただ、入居前にその部屋に漏水事故が発生し、名義はもうそのままにしておりますので、その方が入居される4か月後まで御本人の名義にしており、また作業等で水道を使用したため、名義人の方、住民の方にはそのまま水道代支払っていただき、で、その使用した分につきましては町や工事店の方で使用了したので、それを補償するために今回このように専決処分を報告させていただいたものでございます。

以上が事故の状況です。

○議長 辻本 一夫君

いいですか。ほかにありませんか。

ないようですから、報告第8号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第42号から日程第9、議案第47号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

起立、礼。

午前 10 時 18 分散会
